自分たちの公園を、自分たちで守っていこう! ~公園美化促進事業~

公園や緑地などの<u>「日常の維持作業」</u>を、自治会や団体の皆様にお願いいたします。

委託料

- (1) 基本額 2,000円(税抜)/月
- (2) 面積加算 公園面積に応じ、月額を加算 ※上記の合計に消費税等を加えた額を委託料とします。

1公園 最高10万円(税抜)までとします。

●事務の流れ

申出

契約

業務開始

9月30日までの 部分成果報告

(10月10日頃まで)

2月末日業務完了

完了成果報告 (3月10日頃まで)

≪「日常の維持作業」とは?≫

- ○ごみ・落ち葉ひろい(月1回以上)
- ○側溝清掃(1回以上)
- ○草刈り(3回以上) 時期は、6月中旬、8月中旬、10月末 を目安としてください。
- ○異常時の報告(随時)
- (遊具や施設の異常発見、 病虫害やハチの発生報告)
- ※草、枝等は市が回収します。 なるべく1箇所程度にまとめてください。

●そのほか

- ・地域づくり推進課の環境美化ボランティアサポート事業と併用しないでください。
- ・事故、ケガなどがあった場合は、速やかに都市政策課に報告してください。 光市都市政策部都市政策課公園緑地係 TEL 0833-72-1582

【特記事項】

1 注意事項

- (1) 市民が常に公園を快適に利用できるよう維持作業を行うものとする。
- (2) 草刈等の維持作業を行う場合、他の来園者の利用を妨げないよう配慮すること。
- (3) 草刈や清掃に必要な消耗品や備品は、受託者で用意すること
- (4) 草刈機を使用する場合は、安全確保を最優先すること。
- (5) 刈った草や枯枝等は、市が回収するので、1箇所程度に収集し、都市政策課へ連絡すること。
- (6) 枯枝等は、長さを1m以内に切るものとする。
- (7) 草、枝等以外の一般ごみについては、適切に処分すること。
- (8) 作業中に事故や怪我、第三者への損害、公園施設の損傷等が発生した場合、速やかに都市政策課へ連絡すること。
- 2 環境美化ボランティアサポート事業との併用

地域づくり推進課が推進している環境美化ボランティアサポート事業と併用しないこと。

3 公園管理者の指示

公園内の樹木を伐採・剪定しようとするときは、事前に公園管理者(市長)に相談すること。

4 その他

代表者、委託料の振込口座名義などが変更になる場合は、速やかに都市政策課へ報告すること。